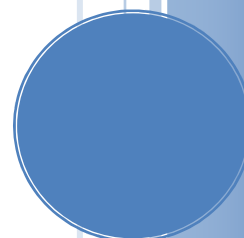
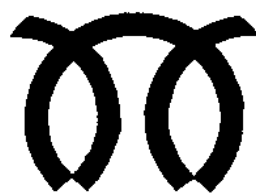


三浦市災害時要援護者 支援マニュアル

(支援組織用)

平成22年2月作成



はじめに

阪神淡路大震災（平成7年1月）や新潟県中越沖地震（平成19年7月）などの大地震や集中豪雨等の風水害において要援護者に避難情報が的確に伝達されず逃げ遅れる事例が多く見られました。

本市においては、幸いこれまでに大きな被害はありませんが、これら各地の災害を教訓とし、「共助」いわゆる地域のお力をお借りした防災活動等に取り組んでいただいているところです。

一人暮らしの高齢者や障害のある方など災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）が、迅速かつ安全な避難をしていただくためには、支援組織（区長会（自治会含む）・自主防災組織・民生委員・児童委員）の「共助」による避難支援体制の確立が必要不可欠となります。

支援組織の皆様方におかれましては、本マニュアルを参考として、地域の実情に合わせた支援体制を構築し、災害時には、まずご自身の身の安全を確保した上で、可能な範囲での災害時要援護者への支援にご協力いただきますようお願いいたします。

目 次

制度の概要について

1-1	目 的	1 ページ
1-2	災害時要援護者支援制度とは	1 ページ
1-3	災害時要援護者とは（範囲）	2 ページ
1-4	災害時要援護者支援制度の仕組み	3 ページ
1-5	災害時の流れ	4 ページ

要援護者の登録について

2-1	災害時要援護者情報の収集（登録方法）	5 ページ
2-2	災害時要援護者の支援を受けるには	6 ページ
2-3	登録名簿の内容審査・作成・提供	6 ページ

支援組織について

3-1	支援組織とは	7 ページ
3-2	支援組織の義務	7 ページ
3-3	登録（申し込み）へのご協力	8 ページ
3-4	支援組織への名簿の提供	8 ページ
3-5	支援組織の活動	9 ページ
1	平常時の対処	9 ページ
2	風水害時の対処	9 ページ
(1)	情報の伝達・避難支援	9 ページ
3	震災時の対処	10 ページ
(1)	情報の伝達・安否確認	10 ページ
(2)	救出・救助	10 ページ
(3)	避難支援	11 ページ

災害情報の入手について

4-1	災害情報の入手方法	12 ページ
-----	-----------	--------

Q & A

添付資料：三浦市災害時要援護者支援制度登録申請書、三浦市災害時等要援護者支援制度登録内容変更等申請書、三浦市災害時要援護者支援者名簿